

参考資料（パブリックコメント時点）

小金井市みどりの基本計画 （案）

令和2年12月

小金井市

目次

第1章 小金井のみどりのいま	1
1 みどりのまち小金井	1
2 変わりゆく小金井のみどり	4
第2章 わたしたちが目指すみどり	8
1 みどりの将来像	8
2 計画の基本方針	12
3 計画の目標.....	13
第3章 目標の実現に向けた取組	16
1 役割のイメージ	16
2 具体的な取組.....	19
基本方針1 みもりを守る.....	20
基本方針2 みもりをつくる.....	30
基本方針3 みんなで取り組む.....	40
3 みどりのまちづくり方針.....	44
4 都市公園等の整備及び管理の方針.....	49
5 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項.....	51
6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項	52
7 緑化重点地区の施策	53
第4章 計画の基本事項	60
1 みどりの基本計画とは	60
2 計画策定の趣旨	60
3 計画の期間・計画のフレーム.....	61
4 計画の位置づけ	61
5 計画の対象.....	62
6 計画の推進体制・進行管理	63

第1章 小金井のみどりのいま

1 みどりのまち小金井

●崖線や河川、公園などのみどりは貴重な財産です

本市は、生活を支え人々と寄り添ってきた国分寺崖線（はげ）沿いの樹林や湧水、野川の自然、市内外の人に愛される公園、歴史的な景観を織りなす玉川上水沿いの名勝小金井（サクラ）等、多様で豊かなみどり*¹に恵まれています。

まちの発展とともに、一部のみどりは宅地や事業所に変わりましたが、農地や社寺林・屋敷林、大学等のみどりを守り、街路樹などのみどりを増やすことで、都心から近くに立地しながら、豊かなみどりに囲まれた良好な住環境を維持し、多くの人々が暮らすまちとして発展してきました。

市民の多くが「小金井市の良い点・自慢したい点」として「みどりや水辺の自然」を挙げる*²ように、生活と密接に関わりながら受け継がれてきた小金井のみどりは、小金井の貴重な財産であり、市民の誇りとも言えます。

*1 みどり:樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含まれます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含まれます。

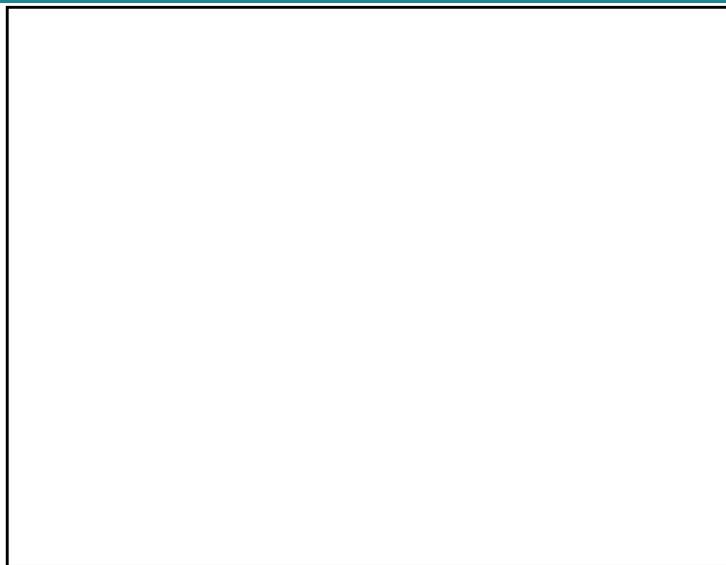
*2:平成 30 年に実施された小金井市市民意向調査において、「小金井市の良い点・自慢したい点」の 1 位が「みどりや水辺の自然」であり、58.7% (数値は回答数(629件)を100%としたときの割合を示す(複数回答))を占めています。



写真（野川など）

小金井を代表するみどり

◇約3万年前から生活の舞台となった 国分寺崖線・野川のみどり◇



写真（野川など）

- ・国分寺崖線（はげ）は10万年以上もの長い年月をかけ、古多摩川が武蔵野台地を削り形成したもので、周辺では旧石器時代の遺跡が多数発見されています。
- ・崖線南部には、斜面からの湧水が流入する野川が流れ、貴重な水辺の自然環境を形成しています。

- ・現代においては、小金井を代表する風景、生き物のすみかなど、**役割は変わりましたが、私たちの暮らしに活力やうるおいを与えるみどりとして、欠かせないもの**となっています。

◇みんなの自慢 公園のみどり◇

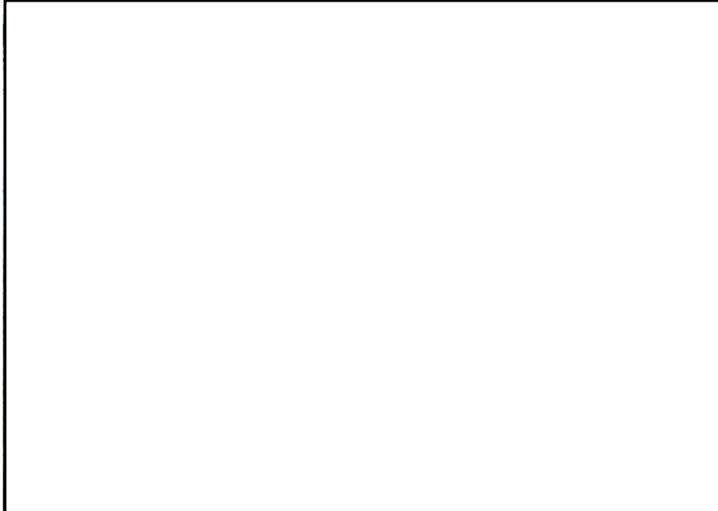
- ・市内には3つの都立公園（小金井公園、野川公園、武蔵野公園）のほか、市が管理する215の公園等があり、これらの合計は市内の緑被面積*の約25%を占めます。
- ・**公園のみどりは野川のみどりと並んで市民に愛される、小金井自慢のみどり**です。

*緑被面積：樹木・樹林地、草地及び農地で被われた土地の面積のこと。



写真（小金井公園など）

◇ 280年の時を超えて暮らしを彩る 玉川上水のみどり ◇



写真（玉川上水など）

- ・玉川上水は、江戸の人口増加によって不足した水を供給するために掘削された水路です。その後しばらくして、花見の人出による地域の活性化を期待し、全国のヤマザクラが植えられました。現在の名勝小金井（サクラ）の始まりです。
- ・一時、サクラの衰退が見られましたが、**様々な取組みの甲斐あって、かつての景観の復活が進んでいます。**

◇ 緑の下の力持ち 住宅地のみどり（農地、社寺林・屋敷林、大学） ◇

- ・住宅地に農地、社寺林・屋敷林、大学が点在している点も、本市のみどりの大きな特徴です。
- ・こうした身近なみどりは、**市内の緑被面積の約70%を占め、小金井のみどり豊かで良好な住環境の維持・創出に大きく貢献しています。**



写真（社寺など）

2 変わりゆく小金井のみどり

本市のみどりは、住宅都市としてのまちの発展とともに時には姿を変えながらも、長年にわたり大切に守り継がれてきました。

しかし、近年そのみどりやみどりを取り巻く状況に変化が生じています。

● 10年間で約40haのみどりが減少しています

近年はみどりの量（緑被地*）が減少しており、前回調査を行った平成21年から10年間で、40.53ha減少しています。これは小金井公園の面積のおよそ半分、東京ドーム約8.5個分にあたります。

10年間のみどりの減少量
40.53ha



小金井公園の面積
(約80ha)の半分

減少した緑被地を具体的にみると、「樹木・樹林地」が最も多く、はけを含む市内全域において小規模な緑被地が多数消失しています（消失した「樹木・樹林地」の箇所数のうち約6割は50m²以下の「樹木・樹林地」でした）。

*緑被地：樹木・樹林地、草地及び農地で被われた土地のこと。

「農地」の消失も多く、宅地へ転用されている例が多く見られます。特に「農地」のうち、「生産緑地*」については、令和4年に大半の生産緑地が指定後30年を迎えることから、生産緑地の買取の申出や農地以外への転用等が全国的に懸念されています。

凡例	[a] 平成21年度 (ha)	[b] 令和元年度 (ha)	[b]-[a] 増減 (ha)
樹木・樹林地	228.76	207.05	△21.71
草地	68.62	65.66	△2.96
農地	83.93	68.07	△15.86
合計	381.32	340.79	△40.53

*生産緑地：良好な都市環境を確保し、計画的な保全を図るために指定される農地のことであり、指定することで営農継続義務が生じる代わりに、固定資産税の軽減措置等を受けられる。指定期間は30年で、指定期間経過後はいつでも買取申出が可能となる。

●住宅都市の中のみどりの質の向上（樹木の適正な管理）が求められています

今まではみどりの量を重視してきましたが、過度な大木化や、植栽から年数が経って老木化が進んだことから、住宅都市のなかあるべきみどりの質について見直すことが求められています。

過度に大木化や老木化が進むと、台風等の自然災害により樹木が倒れたり（倒木）、枝が折れたり（危険枝）するなど、私たちの安全な暮らしを脅かすこともあります。

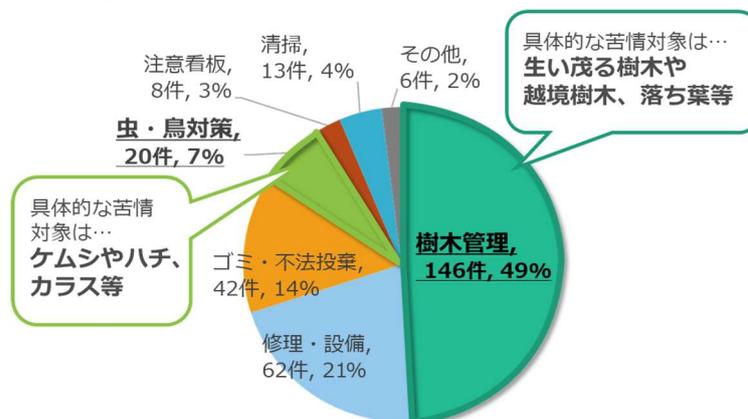


写真（市内の公園など）

実際に、市民や事業者のみなさんから本市に寄せられる公園に関する要望の約半数が、生い茂る樹木や越境樹木（敷地境界を越えて生育する樹木）、落ち葉等の「樹木管理」に関するものです。

また、「虫・鳥対策」に関するものとして、ケムシやハチ、カラス等に対する要望も寄せられています。

住宅都市である本市においては、みどりの減少を食い止める必要がある一方で、市民の安全な暮らしを守るために、樹木をこまめに剪定・伐採するなど適切な維持管理を行い、みどりの質を向上することが求められます。



※資料：環境政策課苦情件数（平成 29 年度）

●みどりに期待される役割がさらに大きくなっています

みどりは、火災時の延焼防止、散歩や運動の場、子どもの遊び場及び地域の魅力向上、温室効果ガスの吸収、ヒートアイランド現象の緩和、生き物のすみかなど、様々な機能を持っています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした暮らし方、働き方の変化を背景に、健康増進やレクリエーションの場として身近な公園の重要性が高まっています。

みどりが有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組や考え方を「グリーンインフラ」といいます。このグリーンインフラの考え方は、持続可能でより良い世界を目指す国際目標「SDGs*」の目標達成にも貢献するものと期待されています。

本市においても少子高齢化、地域コミュニティの衰退等の社会的課題を抱えており、これらに対してみどりを活用していくことが求められています。

みどりがそれぞれの機能を発揮するために、みどりの保全とともにきめ細やかな管理が重要となります。

* SDGs:Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された17のゴール・169のターゲットから構成される令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。



●みどりがなぜ必要なの？

多くの植物は緑色をしています。これは、植物の体の中に緑色の葉緑体というものが含まれているからです。葉緑体は、根から吸い上げた水と空気中の二酸化炭素を使い、太陽の光のエネルギーを利用してブドウ糖をつくります。（これを光合成といいます。）

葉緑体の中で水は酸素と水素に分解され、水素だけを原料として使うので、余った酸素は葉にある小さな穴から外に出ていきます。

わたしたちが吸っている酸素は、植物がつくり出しているもので、植物のおかげで人間やほかの生き物たちは、生きることができるのです。

第2章

わたしたちが目指すみどり

1 みどりの将来像

みんなで育み、つなげるみどりの小金井

みどりは公園や学校、道路などの公共施設のほかにも社寺や農地、事業所の敷地や住宅の庭など様々な場所にあります。このため、市、事業者、市民がみんなで、育む（守ったり、つくったり、活かす）ことが大切です。

また、「つなげる」という言葉には、みんなでつなげる、次の世代につなげる、生物の移動をつなげる、活用につなげるといった意味を含んでいます。



**みんなでみどりを育み、つなげることで、
住宅都市にふさわしい質の高いみどりがあふれるまちを目指します。**

みどりは多様な機能を有しているため、これらを活用することで、持続可能で魅力ある社会の形成を図ることができます。

一方で、本市におけるみどりの量は減少しており、民有地も含めたみどりの保全・創出に市・事業者・市民が一丸となって取り組む必要があります。また、みどりの量を確保するだけでなく、住宅都市である本市のみどりは、安全で快適な場所として存在する必要があります。そのためには、都市の中にあるみどりの在り方を見直し、自然のままに任せるのではなく、定期的に人の手を加え、適正に管理する必要があります。また、住宅都市の中のみどりは、人との接点があるからこそ、その価値が高まります。

本市にふさわしいみどりは、安全で快適な場所として、多世代の人が触れ合い、自然環境を学ぶ場としても活用され、市民が地域で暮らす楽しみを見つけることができる空間です。

みどりの価値を市・事業者・市民全員が認識・協働し、一人ひとりがみどりの保全や創出に取り組み、適切に人の手を加えることで、本市にふさわしいみどりをつなぎ、持続可能な社会をめざします。

●住宅都市にふさわしい質の高いみどりとは？

樹木は定期的な剪定や伐採、植え替えが必要です。狭い土地の樹木や、公園、道路など常に人が利用する場所の樹木は、大きくなり過ぎたり、過度に干渉し合っていたり、弱っている場合には、樹木の健全性の確保と人の安全性の確保の両面から、樹木を間引く・再生等の措置が必要です。

イラスト

みどりの将来像図

イラストはこの計画書に示した取組により実現した10年後の本市のみどりと市民の様子です。

イラスト

**野川はいつまでも
子どもたちの遊び場であり、
みんなのふれあいの場です**

イラスト

**近くの畑で野菜作りや
収穫体験ができます**

イラスト

みんなに愛される公園をつくります

イラスト

**みどりと花がまちを彩り
ご近所さんとの挨拶も弾みます**

イラスト

**みどりについて
みんなで学び考える機会があります**

イラスト

みどりや花をみんなで育てています

2 計画の基本方針

● 3つの基本方針に基づき、みどりの将来像を実現します

基本方針1 みどりを守る

本市の豊かなみどりを印象付ける国分寺崖線や野川等といったみどりの軸や大学のみどりを市、東京都、事業者、大学及び市民等の多様な主体が連携して引き続き適切に維持管理することにより保全します。また、社寺林や相続等により失われつつある農地、屋敷林等の民有地に広がるみどりを次世代へ継承します。

★新たに力を入れる取組：

保全緑地制度等の活用による民有地のみどりの保全、農地の活用

基本方針2 みどりをつくる

公園等の新規整備を行うとともに樹木の剪定や更新等、適正な管理を行い、市民が親しみやすい公園づくりを行います。

住宅地や事業所等の民有地では、樹木、生け垣、花壇、プランター等のみどりを創出し、身近にみどりを感じられるまちづくりを推進します。

★新たに力を入れる取組：

多様な主体による公園管理、住宅地の緑化、市街地や商業施設、事業所の緑化

基本方針3 みんなで取り組む

みどりの活動の場や機会を市、東京都、事業者、大学及び市民等が協働して提供し、多様な世代、多様な関心をもつ市民が、それぞれの興味や特技に応じて参加、交流することで、みどりの保全の担い手を育成します。これにより、市民一人ひとりがみどりを大切に感じ、感性豊かな子どもの育成、日々の健康づくり、コミュニティの活性化及び活気あるまちづくりを推進し、みどりがある豊かな生活を創造します。

★新たに力を入れる取組：

みどりに関する情報共有、みどりに関するボランティア活動の推進

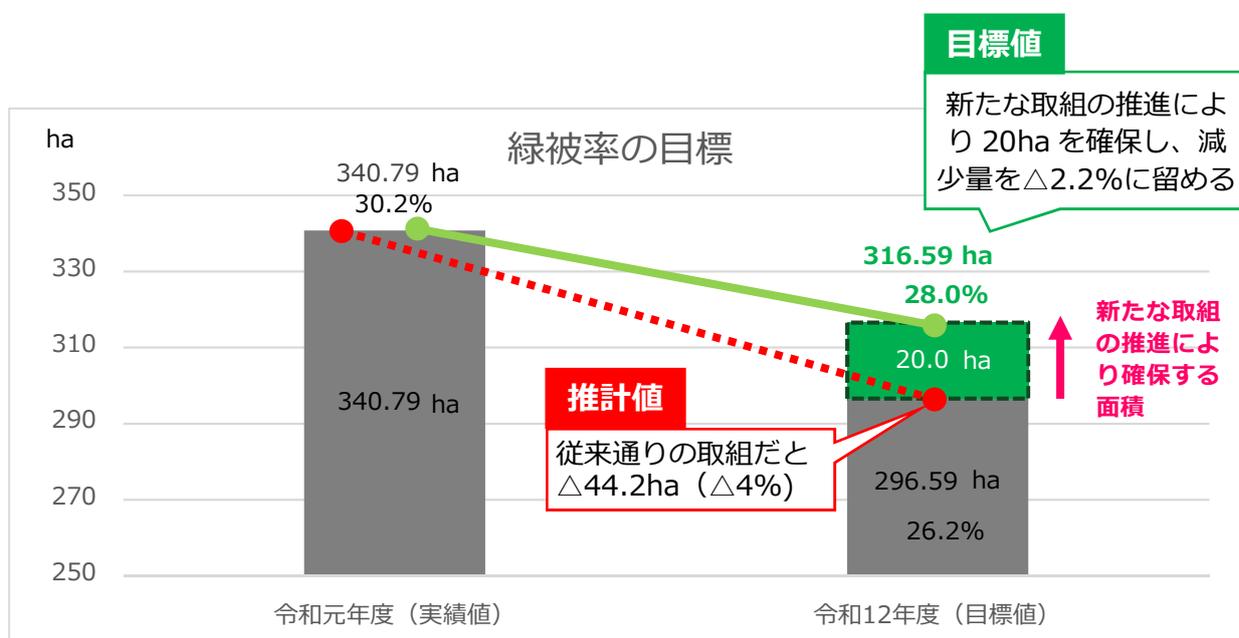
3 計画の目標

●みどりの量と質に関する数値を掲げます

○緑被率*：新規・拡充施策の実施により、減少傾向を緩やかにします。

令和元年度調査では、緑被率が30.2%でした。今後10年で新たにみどりを保全する取り組みを行わない場合、約44haのみどりが減少し、約4%の緑被率が減少することが見込まれます。

これに対して、新たな取り組みを推進することにより、約20ha（推計値）のみどりを新たに保全・創出し、緑被率を28.0%（推計値）に維持します。



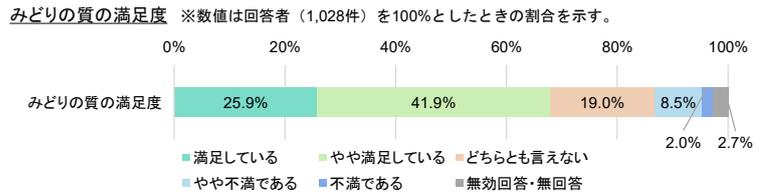
項目	令和元年度 (2019年度)	令和12年度 (2030年度)
緑被率*	30.2%	28.0%

△2.2%に留める

*緑被率は、緑被面積が市域に占める割合を示します。

〇みどりの質の満足度

令和元年度調査では、「満足している」、「やや満足している」の合計が67.8%でした。各種取組によりみどりの質の満足度を高める方針での目標値設定を想定します。



出典) 小金井みどりの実態調査報告書
(令和元(2019)年3月,小金井市)

項目	令和元年度(2019年度)	令和12年度(2030年度)
みどりの質の満足度*	67.8%	80.0%
		+12.2%増やす

*「令和元年度小金井しみどりの実態調査報告書」より小金井市のみどりの質の満足度。

〇市民の関わりに関する目標：環境美化サポーター等登録者数

環境美化サポーター*登録者数についても単年度調査のため変化の推計が不可能ですが、施策の展開により現況より登録者数を増やします。

*環境美化サポーター：環境美化に対する意識向上を図るため、身近な公共空間である公園、道路等の環境美化活動について市民がボランティア活動を実施する制度です。

項目	令和元年度(2019年度)	令和12年度(2030年度)
環境美化サポーター等登録者数*	308人	410人
		+102人増やす

*環境美化サポーター制度(公園、道路等)及びみどりのパートナーシップ協定の登録者数(平成31年3月末現在)

〇その他取組状況の確認のための指標

施策の実施による効果は前掲の目標値により評価をしますが、その他にも下表に示す複数の指標を用いて、取組状況をこまめに確認します。

指標	現況	目標
環境保全緑地制度による指定面積	環境緑地：4.78ha(令和元年度)	現状維持
保存樹木の指定状況	保存樹木：842本(令和元年度)	現状より増加
市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積(民営を含む)	<市民農園>4農園、3,070.37㎡ <体験型市民農園>2農園、4,489.46㎡ (令和元年度)	現状より増加
生産緑地地区面積	60.89ha(平成30年度)	減少量を抑制する
保存生け垣の延長	3,833m(平成30年度)	現状より増加
公園・緑地面積	85.73ha(平成30年度)	現状より増加
街路樹の植栽延長	21.81km(令和元年度)	現状より増加
都市計画公園の整備における市民参加実施の割合	梶野公園、貫井けやき公園で実施	100%

第3章 目標の実現に向けた取組

1 役割のイメージ

●市、事業者、市民で役割分担・協力をします。

公共施設の他、みなさんの家や事業所にもみどりがあり、これらがすべて市の貴重なみどりです。それぞれが、以下の心構えでこの計画の目標達成に取り組みます。

市

- ・市は、東京都、近隣自治体及び庁内の連携のもと、公園や街路樹、公共施設の整備や管理を行い、魅力あるまちづくりに取り組みます。
- ・市民及び事業者等が行うみどりに関する取組の支援や連携の強化に努めます。

イラスト

事業者

- ・本市の発展を担う一員として事業所の緑化等のみどりの保全や創出に貢献します。
- ・事業活動を通じて地域に貢献していくCSR(企業の社会的責任)の観点から、市民や市が行うみどりについての取組に積極的に連携、支援を行います。

事業者のみなさんに取り組んでほしいこと

- ・事業所内のみどりの適切な維持管理
- ・体験農園の運営への参加についての検討
- ・宅地開発や施設整備時に既存樹木を可能な限り保全
- ・一定規模の宅地開発時に公園整備や公園協力金を納めることにより、公園の魅力向上に貢献
- ・みどりに関する情報の収集・発信
- ・地域の一員としてボランティア活動への参加 など

**市、事業者、市民が
連携して取り組むことが
重要です。**

市が特に力を入れる取組

- ・国分寺崖線や民有地のみどりを守ります。
- ・農業イベントを通じて多様な方との交流・連携機会の拡大を図ります。
- ・魅力ある公園をつくります。
- ・民有地の緑化を推進します。
- ・みどりに関する情報を共有し、みどりへの理解と愛着を深めます。
- ・みどりに関するイベントや学習機会を提供します。
- ・ボランティア活動の魅力を向上させ、みどりの担い手を増やします。

イラスト

市民

- ・市民一人ひとりが、小金井らしさをかたちづくるみどりに日常的に親しみ、みどりが果たす様々な役割を理解し、みどりを大切にします。
- ・市民団体は活動を継続し、他の団体との連携も進めながら活動の活性化とみどりあるまちづくりが人から人へと広がるように努めます。

市民のみなさんに取り組んでほしいこと

- ・家や周辺の落葉清掃、草取りなどみどりの適切な管理
- ・地元の野菜を購入など農家の応援
- ・公園等の維持管理への参加
- ・自宅の庭やベランダなどでのガーデニング
- ・みどりに関するイベントや学習機会への参加
- ・ボランティア活動や募金への参加 など

2 具体的な取組

● 将来像実現に向け、3つの基本方針に沿って取り組みます

将来像を実現するためには、市や東京都などだけでなく、事業者、市民のみなさんが一体となって取り組むことが重要です。

基本方針に基づく取組方針、具体的な取組について以下に示します。

	取組方針	具体的な取組
基本方針1 みどりを 守る	(1) 国分寺崖線・野川のみどりを守る	①崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る ②野川の自然環境を関係者とともに守る
	(2) 私有地のみどりを守る	①保全緑地制度等の活用により守る ★
	(3) 農地を守る	①営農支援により農地を守る ②活用して農地を守る ★
	(4) 玉川上水のみどりを守る	①玉川上水の桜並木を東京都等と連携して守る ②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る
基本方針2 みどりを つくる	(1) 魅力ある公園をつくる	①新たな公園を整備する ②利用者の少ない公園を改善する ③公園機能を充実・更新する ④事業者、市民とともに公園管理を行う ★
	(2) 公共施設のみどりをつくる	①学校のみどりをつくり、親しむ ②公共施設のみどりをつくる
	(3) みどりのまちなみをつくる	①住宅のみどりを増やす ★ ②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす ★
	(4) みどりの軸をつくる	①都市計画道路等の街路樹をつくる ②河川沿い及び用水路等の活用による遊歩道のみどりをつくる
基本方針3 みんなで 取り組む	(1) みどりについて知り、親しむ	①みどりに関する情報を発信・共有する ★ ②みどりと親しむ機会を増やす
	(2) みどりに関する活動に取り組む	①みどりに関する募金などできることから始める ②ボランティア活動に取り組む ★

★は新たに力を入れる取組

(1) 国分寺崖線・野川のみどりを守る

現況と課題、取組の方向性

国分寺崖線や野川の連続したみどりを、市民や東京都、他自治体と共に守ります。

① 崖線斜面及び周辺部のみどりを保全緑地制度等で守る

- ・国分寺崖線沿いに続く樹林地及び湧水は、本市を特徴づけるみどりであり、東京都が「みどりの骨格」及び「国分寺崖線景観基本軸」に位置付けるなど、広域的に見ても貴重なみどりです。
- ・国分寺崖線は国の法律や都や市の条例を活用し、特別緑地保全地区（滄浪泉園）、環境緑地や公共緑地等として保全してきました。
- ・しかし、崖線及びその周辺に点在する私有地では、小規模な開発等によるみどりの減少が見られます。

取組の方向性：保全緑地制度等の活用により、国分寺崖線斜面及び周辺部のみどりの保全を進めます。

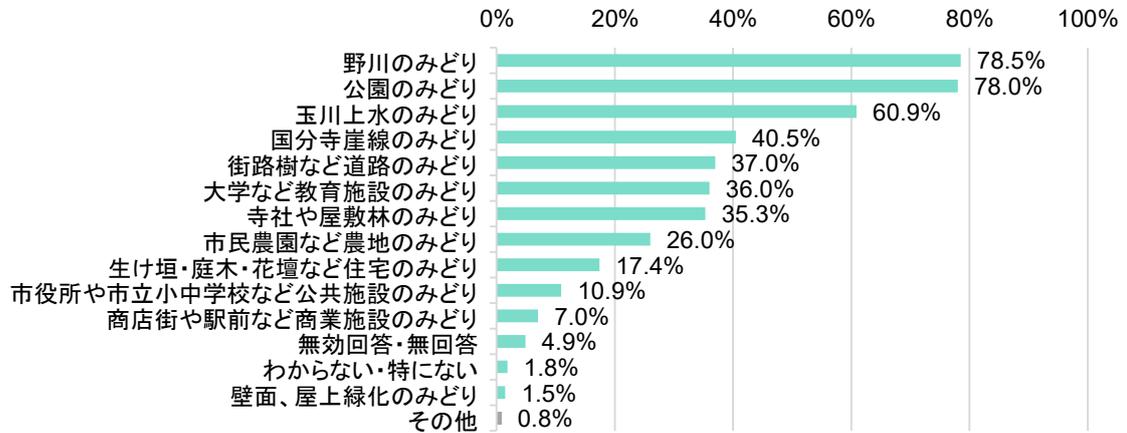
表 本市の保全緑地制度等の一覧

名称	内容
特別緑地保全地区 (都市緑地法に基づく制度)	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。本市では滄浪泉園が指定されています。
国分寺崖線緑地保全地域 (東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づく制度)	国分寺崖線には湧水が多く、市街地の中の親水空間として、また野鳥や小動物の生活空間として貴重な自然地となっているため、それと一体となった樹林地等を保全するため、指定を受けた保全地域を相続等の発生により地形の改変等が予測される土地を優先的に東京都が取得しています。
環境保全緑地制度(環境緑地・公共緑地) (市条例に基づく制度)	市民の健康で快適な生活環境を確保するために指定される緑地で、指定により都市計画税や固定資産税の減免が受けられます。
保存樹木、保存生け垣制度 (市条例に基づく制度)	私有地の一定規模の貴重な樹木・生け垣・緑地等を指定するものです。維持管理のための奨励金を交付しています。

②野川の自然環境を関係者とともを守る

- ・市民アンケートでは、小金井らしいみどり、将来に残したいみどりとして野川は上位に挙がっていて、市民にとっても愛着の深いみどりです。

小金井らしいみどり ※数値は回答者（1,028件）を100%としたときの割合を示す。



出典：小金井市みどりの実態調査報告書
(令和元(2019)年,3月小金井市)

- ・野川では、平成17年に東京都により市民と行政で構成される「野川第一・第二調整池自然再生協議会」が設置され、野川自然再生事業が行われています。
- ・また、野川の流域自治体で構成される「野川流域環境保全協議会」が連携して野川の自然について解説した野川マップを作成する等、様々な主体が連携して環境保全を進めてきました。
- ・定期的に市民団体により生き物観察会や調査が実施され、多くの市民が野川の自然に親しむ機会となっています。

取組の方向性：野川自然再生事業によって形成された東京都、野川流域自治体及び市民等との連携を活用し、野川の自然環境を保全します。

主な取組

市

- ・保全緑地制度等の各種制度を活用し、崖線斜面及び周辺部のみどりを保全します。
- ・特別緑地保全地区に指定されている滄浪泉園では、市民がみどりの大切さを理解するきっかけとなるようイベント開催等を通じて周知に努めます。
- ・野川自然再生協議会を核として、市民と協働して自然回復・活用を図ります。
- ・国分寺崖線に隣接する公園等において、生物多様性に配慮した維持管理をします。
- ・市民団体の活動の支援を行うとともに、市民と協働して国分寺崖線のみどりを保全します。

事業者

- ・国分寺崖線や野川の市民協働の取組に対し、積極的に支援・協力します。

市民

- ・滄浪泉園や野川に出かけてみどりに親しみ、その大切さを理解します。
- ・市、東京都等とともに野川の自然回復・活用に取り組みます。

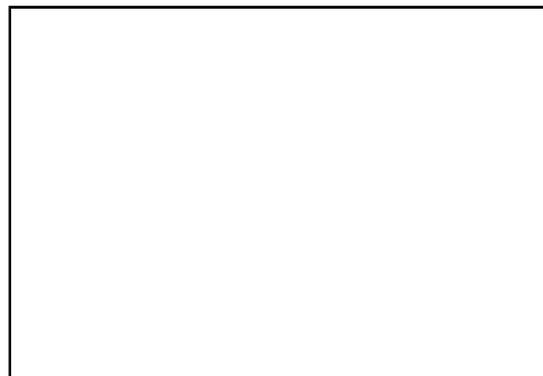
<国分寺崖線沿いに土地を所有する方>

- ・所有する土地（みどり）を保全緑地制度（環境緑地や公共緑地）等の各種制度により保全することについて、理解を深め、協力します。
- ・「国分寺崖線景観基本軸」内における建築物の新設や外観を変更等する際には、できる限り周辺や崖線のみどりと連続させるよう緑化等の基準に従います。

●コラム『野川』

コラムとして、野川を紹介

- ・雨水を武蔵野台地が涵養し、地下水が湧出している。
- ・湧水が流入する野川が流れ、貴重な水辺の自然環境を形成している。
- ・東京都に残る貴重な自然として野川第一・第二調節池地区自然再生協議会による自然再生事業が取り組まれている。



写真（野川）

基本方針1 みどりを守る

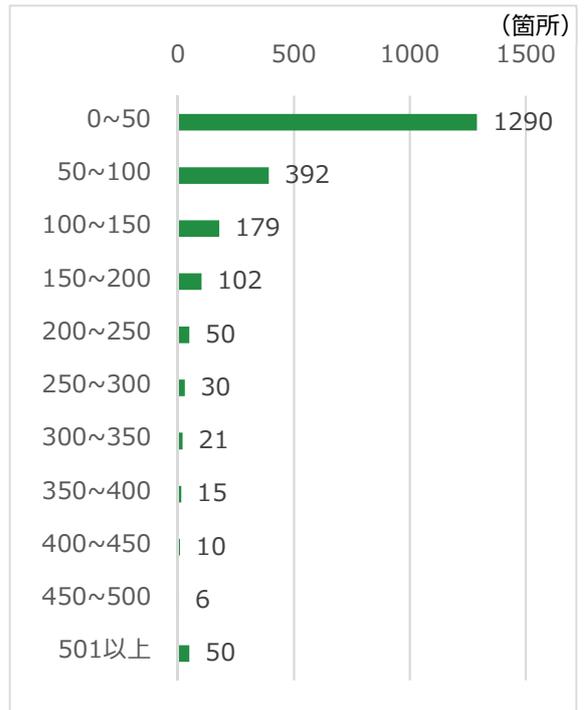
(2) 民有地のみどりを守る

現況と課題、取組の方向性

宅地開発に伴う屋敷林などのみどりの減少が続いています。市内のみどりの減少を抑制するため、各種制度を用いて民有地のみどりを守ります。

①保全緑地制度等の活用により守る★

- ・最近の10年間で約21.71ha(東京都約4個分)の樹林地が減少しています(第1章参照)。
- ・土地利用別では、住宅用地における樹木・樹林地が最も減少しており、消失した樹林地のほとんどは50㎡以下の小規模な屋敷林です。
- ・本市の建物の約7割が戸建住宅ですが、近年は特に小規模な戸建住宅が増加していることから、庭などのみどりを維持することが難しくなっています。
- ・今後も数年間は人口増加が見込まれており、宅地開発に伴うみどりの減少が続くと予想されます。民有地は所有者の意向もありますが、環境緑地、公共緑地、保存樹木及び保存生け垣等の保全緑地制度等(p.20参照)を活用して、出来る限り今あるみどりを守っていくことが重要です。



消失した樹木・樹林地の筒所数(規模別・単位 m²)
出典)平成21年度、令和元年度の緑被現況調査結果
を加工して作成

取組の方向性 : 支援制度を活用して民有地のみどりの維持に努めます。

主な取組

市

- ・所有者の管理負担軽減のため、環境緑地に指定した屋敷林や社寺林の下草刈りや落ち葉清掃、剪定などを行うボランティアを紹介します。
- ・土地所有者の方が保全緑地制度を活用しやすいよう、制度について分かりやすく周知を図ります。
- ★保全緑地制度を活用しやすいように、環境緑地の指定最低面積の引き下げなど、要件の見直しを検討します。
- ★宅地開発等の際の既存樹木の保全割合を環境配慮基準のなかで設定したり、緑化指導の適用となる対象面積を引き下げるなど民有地のみどりの保全及び創出する手法を強化します。

事業者

- ・保全緑地制度の活用により、みどりの保全に協力します。
- ★宅地開発や施設整備等の際には、既存樹木をできる限り保全する等の配慮を行います。
- ・樹木の適切な維持・管理を行います。

<一定規模を有する屋敷林や庭木を所有する事業者>

- ・一定規模のみどりについては、できるだけ保全し、次世代へ継承します。

市民

- ・家の前の落葉の掃き掃除や草取りなど、みどりの適切な管理を行います。
- ・市が主催する環境緑地などのみどりの維持管理ボランティアへ参加し、みどりを所有する方の維持管理負担の軽減に協力します。
- ・保全緑地制度の活用により、みどりの保全に協力します。

<一定規模を有する屋敷林や庭木を所有する市民>

- ★一定規模のみどりについては、できるだけ保全し、次世代へ継承します。
- ・維持管理などの負担が大きい場合、市の保全緑地制度の活用を検討します。

基本方針1 みどりを守る

(3) 農地を守る

現況と課題、取組の方向性

法制度を活用し、営農しやすい環境づくりや農地の多様な活用により、農地減少を抑制します。

① 営農支援により農地を守る

- ・最近の10年間で約15ha(東京ドーム約3個分)の農地が減少しています(第1章参照)。第1章に示したとおり、生産緑地については、2022年以降に多くの農地で指定解除や農地以外への転用等が懸念されていることや、土地価格の上昇に伴い相続税の負担が大きくなっていることから今後も農地が減少する恐れがあります。
- ・一方、近年、都市農地は、環境保全やヒートアイランド現象の緩和、地下水涵養、防災などの、市内の貴重なみどりとして「都市にあるべきもの」として重要視されています。
- ・これらの背景により、生産緑地を継続しやすいように生産緑地法が改正されたことから、生産緑地の維持などに努めていくことが重要です。



図 市内生産緑地面積の推移 (単位: ha)

取組の方向性：農家の方が営農を継続できるように労働力や資金的な支援を行います。

② 活用して農地を守る★

- ・農地が減少する一方で、市民農園は毎年定員に対して3～5倍の応募があり、市民からとても人気が高い事業となっています。
- ・平成30年に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行され、民間企業等に生産緑地を貸し出しやすくなり、新規就農者等への農地の貸借や民営の体験農園設置など、多様な主体の参画による農地の活用が可能となりました。

取組の方向性：多様な主体の参画により、農業体験などの市民がみどりにふれあう場として、幅広く農地を活用します。

主な取組

市

- ・ 農業者が営農を維持するための支援として、新規就農者等への農地の斡旋や、援農ボランティアなどによる担い手不足の補助、簿記講習会の開催、施設整備などに対する補助施策等を実施します。
- ・ 緑化のために必要な樹木は、地元植木業者の生産物を積極的に購入し、営農を支援していきます。
- ★都市農業への理解や土に触れる機会を得る場として、引き続き市民農園^{*1}や体験型市民農園^{*2}の整備を推進していきます。
- ★都市農地を活用した魅力ある地域づくりを推進するため、収穫体験や農業イベントなどを通して農業者と市民や商業者等の多世代・多様な相手との交流・連携機会の拡大を図ります。

事業者

- ★市内での市民農園の運営など、事業化について検討し、関心があれば市に相談します。

<農業者>

- ・ 市の支援策等を活用して、出来る限り農地を維持し、次世代へ継承します。
- ・ 農地の維持管理が難しい場合、意欲ある農業者や新規就農者、民間事業者などへの貸し出しなどについても検討します。

市民

- ・ 地元で採れた野菜を積極的に購入します。
- ・ 農家の方の農作業を手伝う援農ボランティア活動に参加します。
- ★市民農園や体験型市民農園などを活用して、みどりに触れる機会を増やします。

*1 市民農園：余暇を利用して農業に親しめるよう、市が農家から農地を借り、農園として整備し、市民の皆様は区画を貸すものです。利用者は、その区画内（12平方メートル）に好きな野菜を栽培することができます。

*2 体験型市民農園：市が開設する市民農園とは異なり、市による施設整備費と管理運営に助成と支援を受けた上で、農家が開設するものです。農家が利用者に対して農業の講習会を実施し、利用者はその講習会で学んだ内容に沿って、自分の区画で農作業をします。

基本方針1 みどりを守る

(4) 玉川上水のみどりを守る

現況と課題、取組の方向性

江戸時代に整備された玉川上水は、江戸時代中期に植えられ、大正13年に国の名勝小金井(サクラ)に指定された花見の名所としても知られ、平成15年には「玉川上水」が貴重な土木遺産として国の史跡に指定されました。このように歴史あるみどりを学識者等の意見も踏まえて維持・継承します。また、玉川上水周辺では東京都景観計画や風致地区制度に従い、玉川上水の景観に親和するまちなみ形成を進めます。

①玉川上水の桜並木を東京都等と連携して保全する

- ・生育環境の悪化から衰退していた桜並木の保全などについて、東京都水道局の主導で「史跡玉川上水整備活用計画」が策定されました。この計画に基づき、市民団体「名勝小金井桜の会」との協働によりサクラの苗木を育てるなど、平成22年度から令和元年度までに梶野橋から小金井橋間の整備を進めてきました。
- ・また、玉川上水を多くの人に活用してもらうため、パンフレット等の資料を作成し、玉川上水の魅力や整備への理解を広めました。
- ・これ以外の小金井橋から西側、梶野橋から東側の範囲についても、引き続き、隣接自治体と調整の上、桜の補植等の整備を進めていく必要があります。

取組の方向性：多くの人に親しまれる史跡、名勝としての玉川上水の良好な姿を守り、次世代へ継承します。

②玉川上水沿道景観を景観計画や風致地区の方針に基づき守る

- ・玉川上水両岸100mの区域は、「東京都景観計画」の「玉川上水景観軸」に定められており、歴史的・文化的遺産を生かした街並み整備を行い、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図ることが方針として示されています。
- ・さらに史跡・名勝を含む区域の環境を保全し、良好な都市景観の維持を目的として、貫井北町の一部、桜町の一部及び関野町の一部は、「第2種風致地区」に指定されています。

取組の方向性：玉川上水沿道では、史跡・名勝を活かしたまちなみとするため、敷地内はできる限り緑化し、玉川上水のみどりとの一体的な空間づくりを進めます。

主な取組

市

- ・小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会における学識者の意見を踏まえ、庁内関係課や東京都、隣接自治体と連携して玉川上水およびその周辺環境の保全を進めます。
- ・東京都の「史跡玉川上水整備活用計画」及び本市の「玉川上水・小金井桜整備活用計画」に基づき、文化財の保全を進めます。
- ・「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」における建築行為等の際の許可事務を行い、建築物の新設や宅地造成の際に緑化等の基準が満たされているか確認します。
- ・歴史的遺産として、まちの魅力向上に向け、積極的に市内外にPRします。

事業者

- ・市及び市民団体の再生・活用の取組に対し、積極的に支援、協力します。

市民

- ・散策を通じて、玉川上水の桜並木への親しみを深めます。
- ・市及び市民団体が発信する情報を共有し、玉川上水の歴史背景や保全活用についての理解を深め、保全活動に協力します。

<玉川上水周辺に土地を所有する方>

- ・「東京都景観計画（玉川上水景観軸）」、「玉川上水風致地区」内における建築物の新設や宅地造成の際には既存樹木等の保全や緑化等の基準に従います。
- ・庭木や生け垣の設置、花壇やプランターの設置など、できる限り宅地の緑化を行い、玉川上水周辺のみどりの豊かな景観形成に努めます。

●コラム『玉川上水沿いの在来種』

玉川上水にはアキカラマツ、ノカンゾウ、ツリガネニンジン、オミナエシ、ワレモコウなど、自然性が高い草地や雑木林に生育する在来植物が数多く見られます。一方では、ニセアカシア、オシロイバナなどの外来植物なども進入していることから、外来植物の駆除を行い、在来植物が生育しやすい環境にしていくことが重要です。

(1) 魅力ある公園をつくる

現況と課題、取組の方向性

利用率の高い公園等を優先的に整備し、魅力の向上を図るとともに、低未利用の公園等については、あらゆる角度から利用方法について再検討します。

また、公園等の魅力を維持・向上し、将来にわたり公園等が利用されるよう、担い手を確保します。

① 新たな公園等を整備する

・本市の公園等は他市と比べても一定量維持されていますが、優先的に整備が必要な小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園について、整備を進めます。

・宅地開発等に伴い公園等を設置する際には、周辺の公園等や民間のオープンスペースの配置を考慮し、公園整備の必要性を検討する必要があります。

・公園等の活用を図るためには、利用者である地域住民の意向を十分に踏まえる必要があります。



一人あたりの都市公園面積 (単位: m²)

取組の方向性：公園・緑地の配置を考慮しながら、事業者、市民と連携しながら、公園等の整備を進めます。

② 利用者の少ない公園を改善する

・公園等の約2割は、小規模・同機能の公園等が近接しているなどの理由から、利用者の少ない状態であることが明らかになっています。

・将来の人口等を考慮しながら、公園等の配置の適正化、利用者の少ない公園等の改善を行う必要があります。



写真 (市立公園)

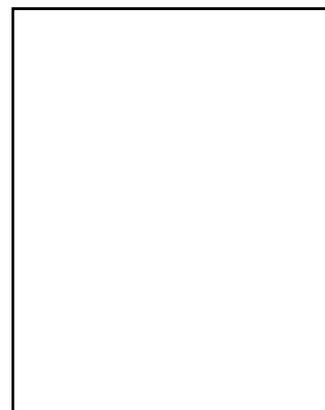
取組の方向性：近隣住民の意向も踏まえながら、利用者の少ない公園等の活性化や

集約化に向けた検討を行います。公園としての存続が難しい場合には、用途の変更や財源確保のための土地の売却等により有効活用を図ります。

③公園機能を充実・更新する

- ・既存の公園等の中には、施設の老朽化や樹木の巨木化・老木化が進み、安全管理・防犯上支障のある公園等があります。

取組の方向性：小金井市公園等整備基本方針において、整備の優先度の高い公園等*では、魅力向上のための施設整備を進めるとともに、安全確保のための取組を進めます。



写真（市立公園）

*小金井市公園等整備基本方針では、公園等を規模、利用状況等に応じて、A～Dの4段階で評価しており、整備についてはA評価の公園等を中心に行うこととしています。

④事業者、市民とともに公園管理を行う★

- ・公園等の安全の確保、魅力向上を進めるためには、市だけでなく、事業者、地域住民及びボランティアが連携・協力することが重要です。
- ・また、公園等の活動を通じて、地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどの効果も期待できます。
- ・民間事業者の資金・ノウハウを投入することができる指定管理者制度や市、環境美化サポーター、自治会、事業者及び市民団体等の地域で公園等を管理・運営ができる「協議会」制度の活用も有効な手段のひとつです。

取組の方向性：多様な主体が公園等の管理運営に参画できるようボランティア制度の拡充・普及啓発を行います。また、より魅力ある公園とするため、指定管理者制度の導入を検討します。

主な取組

市

- ・小長久保公園、三楽公園、梶野公園及び（仮称）東小金井駅土地区画整理事業1号公園の整備を進めます。
 - ・新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。
 - ・利用者の少ない公園等については、近隣住民の意向も踏まえながら、活性化に向けた方策を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却を行い、他の公園等の魅力向上のための財源の確保を図ります。
 - ・みどりの配置状況を考慮し、借地公園の設置及び公園等の用地寄附の受け入れについて、基準に基づき公園緑地の配置の適正化を図ります。
 - ・安全確保のため、老木や倒木の恐れがある樹木や見通しの悪い植栽及び老朽化した公園施設については、劣化状況等を踏まえ、計画的な維持管理を実施します。また都市公園にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。
 - ・安全確保及び適正な樹木の維持管理を図るため、公園等の樹木について、中低木を主とした植栽を進め、樹種転換及び巨木化・老木化し倒木の危険がある樹木の更新を実施し、適正な樹木配置を図ります。
 - ・新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため、密集・密接を避ける公園管理を行います。
- ★環境美化サポーター制度のさらなる活用を図るため、サポーター同士の意見交換の場づくりや活動状況の情報発信を進めます。
- ★子育て世代や子どもが空いた時間に気軽に参加できるボランティア制度の導入を検討します。
- ★梶野公園サポーター会議をモデルに地域住民が管理するモデル公園の選定、公園サポーター会議等の設置の検討をします。
- ★都市公園については、さらなる魅力向上のため、指定管理制度の導入に向けた検討を進めます。

事業者

- ・宅地開発等指導要綱に基づき、一定規模以上の開発を行う場合は、公園等を整備します。周辺に十分な公園等がある場合は、開発規模に応じた公園協力金を納入し、既存の公園等の魅力向上に還元します。

★公園サポーター会議等に参加し、実際に公園等の管理・運営に参画します。

市民

- ★環境美化サポーターに登録し、各種活動を通じて、公園等の魅力向上に取り組めます。

★公園サポーター会議等に参加し、実際に公園等の管理・運営に参画します。

(2) 公共施設のみどりをつくる

現況と課題、取組の方向性

安全の確保を第一に、環境学習の場や防災機能等、場所に応じたみどりの整備、維持管理を行います。

①学校のみどりをつくり、親しむ

- ・みどりの実態調査（令和元年度）において学校等を含む「教育文化施設」は「公共用地」のなかでも特に緑被率が高く、学校のみどりは、重要なみどりのひとつとなっています。
- ・市立小中学校は、避難場所として指定されているため、学校のみどりには、災害時の延焼遮断等、防災機能が期待されます。
- ・学校は子どもたちが身近に自然に触れ、環境を学習する場として重要であり、市立小中学校の中には、ビオトープが整備されている学校もあります。



写真（花壇）

取組の方向性：安全確保を第一として、環境学習の場や防災機能等、場所に応じた適切なみどりの整備、維持管理を行います。

②公共施設のみどりをつくる

- ・市では保育園や公民館等の公共施設においても、屋上緑化を実施し、環境負荷の低減等に取り組んでいます。
- ・公共施設の中には、避難場所等に指定されている箇所もあり、災害時の延焼遮断等の防災機能にも配慮が必要です。



写真（屋上緑化）

取組の方向性：安全確保を第一として、防災機能、環境負荷の低減等、場所に応じた適切なみどりの整備、維持管理を行います。

主な取組

市

- ・公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が 250m² 以上の場合、敷地内の緑化をします。
- ・公共施設のみどりは、倒木等の危険回避を第一に、可能な限りみどりの量を維持しつつ質の向上を図ります。
- ・学校ビオトープの維持管理をします。
- ・子どものみどりや自然への愛着醸成に向け、学校ビオトープ、公園、国分寺崖線、野川、玉川上水などのみどりを学校教育に活用します。
- ・芝生化した校庭の芝生を良好な状態で維持するために、専門家による定期的な点検と必要な維持管理を行うとともに芝生の維持管理ボランティアへの適切な指導をします。

★公共施設の植栽や生け垣を適切に管理する担い手の発掘をします。

事業者

- ・みどりに関する募金等に参加して、公共施設の緑化の取組に対して、積極的に支援・協力します。
- ・環境負荷の低減に向けたみどりのあり方を検討します。

市民

- ・公共施設の植栽や生け垣の維持管理に参加します。
- ・学校ビオトープの維持管理に参加します。
- ・身近に芝生化した校庭のある学校がある場合、この維持管理に参加します。

基本方針2 みどりをつくる

(3) みどりのまちなみをつくる

現況と課題、取組の方向性

みどりが減少している実態を知り、市、事業者及び市民が一丸となってみどりの創出、育成に取り組みます。また、宅地開発等を契機としたみどりの創出に取り組みます。

①住宅のみどりを増やす★

- ・本市の緑被面積減少の主な要因の一つとして、農地の宅地への転用、戸建住宅地内の緑被地の減少があります。
- ・樹木・樹林地は、1か所当たり50m²以下の規模での消失が多く、一つひとつは小規模ですが、これらが積み重なり大きな減少となっています。
- ・事業者及び市民一人ひとりが、みどりの減少している実態を知り、それぞれがみどりの創出、育成に取り組む必要があります。
- ・また、生け垣造成や維持に対する助成制度、苗木の配布等みどりの創出、育成のための制度・取組(p.20参照)がありますが、十分な活用には至っていません。

取組の方向性：各種制度を活用しながら、市、事業者及び市民が一丸となって、住宅地のみどりの創出、育成に取り組みます。

②市街地や商業施設、事業所のみどりを増やす★

- ・市民を対象としたアンケートでは、「自慢したい点」として「みどりや水辺の自然」を挙げている人が約半数を占めており、みどりは本市の強みの一つと言えます。
- ・人が賑わい、交流する市街地、商業施設や市外の来訪者が多い事業所でみどりを創出、育成し、本市の強みを育てることが重要です。



写真(市街地のみどり)

取組の方向性：宅地開発等の緑化基準の見直しにより、開発を契機としたみどりの創出に取り組みます。

主な取組

市

- ★事業者、市民が取組むべき緑化について、「緑化の手引き」等を作成し、緑化手法や維持管理に関する技術等の情報をわかりやすく提供します。
- ★生け垣造成奨励金制度及び保存生け垣制度の適用対象の拡大により、より活用しやすい制度とします。さらに緑化指導時に制度の周知を行い、指定を進めます。
 - ・東京都苗木生産供給事業を活用して、イベント等を通じて、個人向けに苗木の無償提供を行います。
- ★緑化スペースが十分でない市街地での緑化を進めるため、屋上緑化、壁面緑化等多様な緑化手法について、環境配慮基準の緑化面積に含めることを検討します。
- ★市街地の緑化を進めるため、宅地開発等の際に緑化指導の対象となる適用面積を引き下げることで、より多くの住宅、事業所、商業施設等において、緑化を推進します。
 - ・鉄道沿線等の身近な交通軸周辺の公共施設での緑化に取り組めます。

事業者

- ・「緑化の手引き」を参考に事業所の駐車場やベランダでの緑化や壁面・屋上部等の緑化に取り組めます。
- ・宅地開発等の際に緑化指導の対象となる場合には、環境配慮基準等に基づき、敷地の一部の緑化を行います。

市民

- ★「緑化の手引き」を参考に自宅の庭やベランダでの緑化や壁面・屋上部等の緑化に取り組めます。
- ★庭先やプランター等への草花による緑化に取り組み、みどりと花があふれるまちなみをつくれます。
- ★宅地開発等の際に緑化指導の対象となる場合には、環境配慮基準等に基づき、敷地の一部の緑化を行います。

基本方針2 みどりをつくる

(4) みどりの軸をつくる

現況と課題、取組の方向性

街路樹や遊歩道の整備により、みどりのネットワークを形成し、レクリエーション機能の向上、生き物の生息空間の確保、快適な歩行空間の形成等により、広がりと厚みのあるみどり豊かな都市空間を創出します。

①都市計画道路等の街路樹をつくる

- ・街路樹には、景観の形成、生き物の生息空間、緑陰の創出等、多様な機能があります。
- ・また、国分寺崖線、野川、玉川上水等の東西のみどりの軸に対して、街路樹は、南北のみどりの軸となっています。
- ・市ではこれらの軸を形成、維持するため、地域住民の理解・協力を得ながら、広い道には樹木、狭い道にはつる性植物などを用いて道路の幅員や場所に応じた緑化を進めてきました。

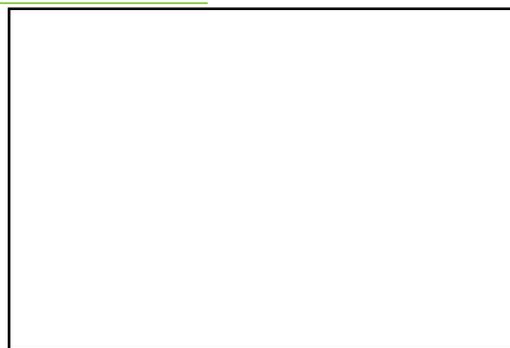


写真（街路樹）

取組の方向性：地域住民の理解を得ながら、道路の幅員や場所の特性に応じた街路樹等の整備により、多様なみどりを結びつけ、みどりのネットワークを形成します。

②河川沿い及び用水路等の活用による遊歩道のみどりをつくる

- ・本市にはみどりのネットワーク形成の観点から、野川、玉川上水、砂川用水等の河川、用水路沿いに遊歩道や緑道が整備されています。
- ・一方でこれらの遊歩道、道路の歩道などのみどりのネットワークが十分でない箇所もあります。



写真（緑道）

取組の方向性：都市計画道路や公園、さらには、野川や玉川上水沿いの歩道を結ぶ遊歩道や緑道の植栽補植等の維持管理を進めます。

主な取組

市

- ・都市計画道路等の幅員の広い道路の街路樹では、景観の形成、生き物の生息空間の確保、緑陰の創出等の観点から、みどりの量を維持しつつ、安全確保を図りながら、樹木の植栽等を行い、みどりのネットワークの形成を図っていきます。
- ・市街地の街路樹の管理では、落葉に対する地域住民の理解を得ながら、緑陰を保つ等適切な管理をきめ細かに進めます。
- ・都市計画道路や安全な歩行空間を確保できる道路の整備時には、植栽幅をできるだけ確保することにより、街路樹、低木や草本類などの植栽を行い、多様なみどりの環境を提供します。
- ・都市計画道路や公園、さらには、野川や玉川上水沿いの歩道を結ぶ遊歩道沿いの植栽を適切に維持管理します。

事業者

- ・道路植栽（高木を除く）や遊歩道の植栽の維持管理、清掃等に協力します。

市民

- ・道路植栽（高木を除く）や遊歩道の植栽の維持管理、清掃等に協力します。

(1) みどりについて知り、親しむ

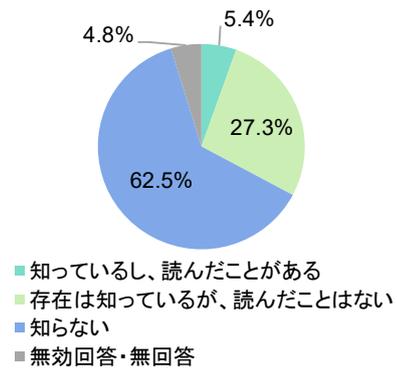
現況と課題、取組の方向性

市、事業者及び市民でみどりに対する課題認識や目標を共有します。また、みどりに関する活動に取り組むきっかけとして、イベント等を開催します。

①みどりに関する情報を発信・共有する★

- ・市民アンケートによると、改定前計画を知っている人は3割程度、さらに実際に読んだことがある人は1割にも満たない状況です。
- ・まずは、小金井のみどりに関する実態や目標像をより多くの人に理解してもらう必要があります。

計画の認知度 ※数値は回答者（1,028件）を100%としたときの割合を示す。



取組の方向性：市、事業者及び市民が互いに情報や状況を共有し、みどりへの理解と愛着を深めます。

②みどりと親しむ機会を増やす

- ・既存ボランティアでは高齢化や参加者の固定化等の課題を抱えており、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要とされています。
- ・市民アンケートによると、「みどりに関する市民団体等で活動する」ことについて、前向きな意向を示した市民は3割程度に留まりますが、「ガーデニングなどの勉強会・イベントに参加する」ことについて、前向きな意向を示した市民は半数を超えており、ボランティア活動への参加はハードルが高いものの、イベント等への参加については、比較的多くの市民が関心を示していると言えます。
- ・各種イベントや講演会などのみどりと親しむ機会をきっかけとして、みどりに関する活動への参加につなげることが重要です。

取組の方向性：みどりに関するイベントや学習機会を提供し、みどりに関する活動への関心を育てます。

主な取組

市

- ★将来のみどりの担い手となる小中学生や子育て世代を対象とした、みどりに関するイベントを開催する等、環境学習を充実します。なお、イベント開催にあたっては、大学や植木農家等の地域の多様な人材を活用することを検討します。
- ★みどりの実態調査結果やみどりの基本計画等を子どもも含めた市民に分かりやすく紹介します。
- ★市のみどりの実態や、緑化の制度、ボランティア活動などのみどりに関する情報を市の広報やホームページを用いて発信・共有します。
- ★環境フォーラム等のイベントの機会の活用により、みどりに関する情報を発信します。
 - ・市民によるみどりの調査結果を活用して、みどりの実態を共有します。
 - ・優れた緑化事例やガーデニングを紹介することで、事業者や市民の緑化への関心を高めます。
 - ・市民が主体となって開催する自然観察会を後援するとともに、観察会で得られた情報をホームページ等に集約・周知できるよう関係団体等との連携を図ります。

事業者

- ★市、他の事業者及び市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
 - ・事業所の緑化等をPRし、みどりの魅力を発信します。
 - ・みどりの調査や、みどりに関するイベント・講座等の機会の場を提供します。

市民

- ・身近な公園等のみどりを活用した環境学習に積極的に参加し、みどりに対する理解を深めます。
- ★市、事業者及び他の市民が発信するみどりに関する情報を収集します。
 - ・みどりの調査に参加するなど、自らもみどりの現状を把握、発信します。
- ★自宅のガーデニング等まちなみのみどりの育成に取組み、みどりを通じたコミュニケーションを図ります。

基本方針3 みんなで取り組む

(2) みどりに関する活動に取り組む

現況と課題、取組の方向性

将来にわたり継続してみどりの担い手を確保するため、みどりと関わる手段を広げるとともに、活動者自身や地域の糧にもなるボランティア活動を推進します。

①みどりに関する募金などできることから始める

- ・市民アンケートでは、みどりに関する市民団体等での活動や公園等の管理運営への参加について、消極的な回答が目立ちますが、「みどりの整備や管理に関する募金に協力する」ことについては、6割以上の市民が前向きな意向を示しています。
- ・他の市民アンケートでは、地域活動への参加に必要なこととして「活動するきっかけや仲間がいること」、「健康であること」、「気軽に身近なところで参加できること」、「活動時間や曜日を選べること」などが挙げられています。
- ・より多くの人々の参加を促すため、多様な参画機会の提供が求められます。

取組の方向性：みどりと関わる手段を広げ、より多くの人々がみどりのために活動できる環境を整えます。

②ボランティア活動に取り組む★

- ・現在、市では各種ボランティア制度及び団体に対する支援を行っていますが、いずれも、活動の継続や拡大に向けて、新たな人材の確保が必要とされています。

名称	活動内容	支援内容
環境美化サポーター制度 (花壇ボランティア、剪定ボランティアなど)	市が管理する公園や道路等のごみ収集や草刈り、公園花壇の維持管理等への協力、公共施設等の樹木の剪定	清掃道具の提供や収集したごみの廃棄物処理手数料の免除
公園サポーター会議	公園を利用するボランティア団体のとりまとめ役	定期的な意見交換会の実施

- ・ボランティア活動は、みどりを育むだけでなく、地域コミュニティの核となる役割や参加者の知識や技術を身に着ける場としての役割も期待されることから、活動の活性化、次の人材の確保につなげることが重要です。

取組の方向性：ボランティア活動の魅力を向上させ、みどりの担い手を増やします。

主な取組

市

- ・みどりに関する募金等、新たな財源確保につながる仕組みづくりを検討します。
- ・イベントにより花壇の植え替えを行う等、子どもが気軽にみどりに触れられる機会を設け、担い手の確保を図ります。
- ・浴恩館公園及び三楽公園において公園サポーター会議等の設置を検討し、市民参加による公園づくりを推進していきます。
- ・環境美化サポーターへの用具の貸し出し等を今後も継続していきます。
- ・若い世代のボランティア登録を促進します。
- ★市民協働の主体である環境市民会議と連携しながら、みどりの保全活動や情報発信を行います。
- ★梶野公園や浴恩館公園では、ボランティア団体の横のつながりから多世代の交流が生まれています。こうした横のつながりをより深めるために団体の要望等を聞く機会を継続していきます。
- ★花壇ボランティアと剪定ボランティアなど、ボランティア同士の情報交換会を定期的実施します。
- ★既に参加しているボランティアの方のさらなるスキルアップのため、講座形式でのみどりの知識や管理等技術を習得できるしくみを検討します。

事業者

- ・みどりに関するボランティア活動に地域の一員として参加します。
- ・みどりに関する募金に参加して、みどりの保全・創出を支援します。
- ・多様なボランティア活動との連携や人材育成に協力します。

市民

- ・みどりに関するボランティア活動に参加します。
- ・みどりに関する募金等に参加して、みどりの保全・創出を支援します。
- ★ボランティア同士の連携強化に努め、地域のコミュニティ形成を図ります。
- ★市が開催する講習会等に参加し、ボランティア活動のきっかけづくりやみどりに係る仲間づくりの場として活用します。

3 みどりのまちづくり方針

●用途や設置目的に適したみどりを配置します。

緑地を系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくため、環境や景観、防災やレクリエーション機能を踏まえてみどりのまちづくり方針を示します。

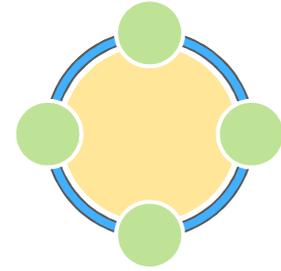
みどりのまちづくり方針図に定めたみどりの拠点や軸の特性に合わせて、みどりを保全・創出し、適正な管理を行うことで、みどりの将来像を実現します。



みどりのまちづくり方針図のイメージ図

みどりの軸

- ・みどりの軸は、崖線や河川、街路樹等の連続するみどりであり、みどりの拠点と拠点をつなぎ、緑陰の形成や景観形成等による人の移動を促したり、生物の移動経路、火災の延焼防止等の役割を担います。
- ・主に市が取組を推進し、事業者・市民が取組を支えます。
- ・規模や特性により以下の軸に区分します。



●歴史と自然軸

- ・本市の歴史や文化にも関わりが深く、広域的な連続性があるみどりで、河川や崖線、主要な道路等が複数重なり、重要性が高い場所をまとめて位置付けます。

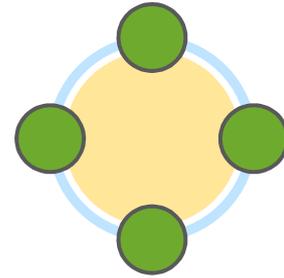
●身近な交通軸

- ・東西方向に延びる歴史と自然軸に平行、直行して市内をつなぐみどりで、人通りが多く市民や来訪者が目にしやすい移動経路となる主要な道路、鉄道路線を位置付けます。

区分		対象	特性に合わせた管理方針
歴史と自然軸		<ul style="list-style-type: none"> ・野川・国分寺崖線ゾーン（現行計画に示した国分寺崖線周辺の区域を指します。） ・玉川上水とその周辺（五日市街道、砂川用水等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の移動経路や景観に配慮したみどりの維持管理保全を行うとともに道路に面した民地の緑化を促進します。
身近な交通軸	主要道路	都道：新小金井街道、東大通り、東八道路、五日市街道、小金井街道、連雀通り 市道：北大通り、緑中央通り	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都とも連携して、環境、景観等に配慮して街路樹の整備、維持管理を推進します。
	鉄道路線	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 中央線 ・西武多摩川線 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道敷地の接道部の緑化を支援し公的施設で活用する場合の積極的な緑化を推進します。

みどりの拠点

- ・みどりの拠点は、まちなかに点在するまとまりのあるみどりであり、ヒートアイランド現象の緩和や大気浄化等の環境保全の機能を発揮するとともに、人が集うレクリエーションやコミュニティ形成の場と、生物の生育・生息環境、災害時の避難場所等としての役割を担います。
- ・主に市・大学等が取組を推進し、事業者・市民が取組を支えます。
- ・規模や特性によって以下を拠点に区分します。



● 広域交流拠点

- ・規模が大きくみどりの多さを印象付け、市内外から広域的に人が集まる都立公園・霊園や大学等を位置づけます。

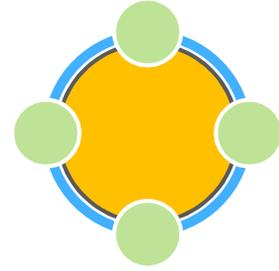
● 身近な交流拠点

- ・地域の人にとって身近なみどりである、都市公園等や学校等の公共施設を位置づけます。

区分		対象	特性に合わせた管理方針
広域交流拠点		<ul style="list-style-type: none"> ・都立小金井公園、都立武蔵野公園、都立野川公園 ・都立多摩霊園 ・東京学芸大学、東京農工大学、法政大学 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観、環境保全、湧水保全、生物多様性保全、防災と複数機能を発揮できるみどりを維持します。 ・広域避難場所としての活用・整備を行います。(都立公園・大学)
身近な交流拠点	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園（市管理・国管理・住宅供給公社管理） ・特別緑地保全地区 ・公共緑地 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション機能を充実し、市民活動の場としての活用を促進します。 ・市民の憩いの場としてうるおいや安全性を感じられるみどりを創出・管理します。
	学校・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校・中学校・高等学校 ・市庁舎等 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所や避難所として、災害時のオープンスペースの確保、防災機能の充実、延焼防止等みどりの維持管理。安全に配慮したみどりを育成します。

くらしのエリア

- ・くらしのエリアは、みどりの拠点と軸の間に広がる住宅や事業所が立地する場所で、屋敷林、小規模な緑地、庭木やプランター、農地等のみどりが存在する場所です。
- ・これらの区域は市民等が所有するみどりが多いため、恒久的にみどりの量を確保すること難しい状況ですが、生け垣やプランター等を用いた視覚的に楽しめるみどりの創出や、安全で快適な環境づくりのためのみどりの維持管理を推進します。
- ・主に事業者・市民が取組を推進し、市が取組を支えます。



区分	対象	特性に合わせた管理方針
住居地のみどり* ¹	<ul style="list-style-type: none"> ・児童遊園・子供広場 ・農地 ・屋敷林 ・社寺林 ・庭 ・接道緑化(生け垣・プランター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の公園や街路樹、屋敷林、農地等のみどりについて、生活の安全確保を図るため、植栽する樹種の選定や適正なみどりの維持管理を推進します。 ・住宅の庭や、生け垣やプランター等による季節を感じられるみどりの創出を推進します。
商業地・工業地のみどり* ²	<ul style="list-style-type: none"> ・公開空地・提供公園 ・壁面緑化 ・接道緑化(生け垣・プランター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗軒先や道路際を活用したプランターや壁面緑化等僅かなスペースを活用した緑化を推進し、歩いて楽しめるまちなみの形成を推進します。 ・官民連携により人の出入りが多い駅前のみどりを増やし、本市の顔となり立ち寄りたくなるみどりの景観形成を推進します。

*1：用途地域における第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域を「住居地」として設定

*2：用途地域における近隣商業地域、商業地域、準工業地域を「商業地・工業地」として設定

みどりのまちづくり方針図(案)



■みどりの拠点

広域交流拠点

景観、湧水保全、生物多様性保全、防災等の複数の機能を発揮できるみどりを維持します。

身近な交流拠点

市民の憩い・活動の場として活用を促進します。また学校等・公共施設では、防災機能や安全性に配慮したみどりを育成します。

■みどりの軸

歴史と自然軸

国分寺産線ゾーン

生物の移動経路や景観に配慮したみどりの管理・保全を行うとともに、道路に面した民有地の緑化を促進します。

身近な交通軸

景観や環境に配慮した緑化や維持管理を実施します。

■くらしのエリア

住居地のみどり

公園や街路樹、屋敷林、農地では生活の安全を確保するため、適正なみどりの維持管理をします。住宅地では庭や生け垣、プランター等による季節を感じられるみどりを創出管理します。

商業地のみどり

店舗軒先や道路際を活用してプランター等を設置することで、歩いて楽しいまちなみを掲載します。また市民連携により駅前のみどりを増やし、本市の顔となるみどりの景観をつくります。

4 都市公園等の整備及び管理の方針

都市公園等は、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観及び生物多様性の確保等、みどりの有する多様な機能を効果的に発揮させる上で、重要な役割を担います。

本市では都市化が進展しており、市街地の中の貴重なオープンスペースとしての公園等が担う役割は非常に重要となっています。

この点を踏まえて、本市における都市公園等の整備及び管理の方針は、小金井市公園等整備基本方針（平成31年3月）を基本とし、整備の優先度の高い都市公園等の魅力向上及び安全確保を進めます。

都市公園等の整備の方針

【新規公園の整備】

- ・東京都「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月）に基づく公園等の整備や、土地区画整理事業における公園等の整備を進めます。

また、これ以外の公園等については、市全体と地域ごとの将来の人口・構成分布を考慮し、市が管理する公園等のみならず、都立公園、民間が管理する公園、隣接市の公園、大学及び寺社等のオープンスペースを含め、安全性、利便性、地域性、地形等の環境条件を勘案して配置します。

- ・新規に整備する公園等については、本市ではグリーンインフラの促進の観点から、地下水涵養の促進*、地域コミュニティ形成などの機能向上に向けた整備を行い、合わせて公園等の周辺地域または公共施設の緑化を進めることでみどりの多機能性を効果的に発揮できるよう取組みます。

* 武蔵野台地上に降った雨が崖下で湧水として湧出し、野川等の水辺を形成しています。この点も踏まえ本市では、住宅地からの雨水の地下水涵養促進のため、雨水施設の設置のための周知啓発や設置助成に取り組んでいます。

【集約化・再配置への対応】

- ・今後の高齢化や人口減少に伴う予算規模の縮減を想定し、効率的な整備をするため、活用が図られていない公園等の土地利用転換等をしつつ、既存公園等の魅力向上を図ります。

都市公園等の管理の方針

【公園施設の設置・管理】

- ・既存公園等のトイレ、ベンチ及び水道などの公園施設については、誘致圏*の重複状況、利用者数及び利用者ニーズ等を考慮し、設置、修繕または撤去等を慎重に検討します。

*誘致圏：公園の主たる利用者が居住する範囲のこと

- ・一般遊具や複合遊具、健康遊具などの遊具は、遊具定期点検等の結果により、安全基準を満たさない遊具について優先的に整備・改修を行い、総量を維持します。なお、誘致圏の重複状況、利用者数及び利用者ニーズ等を考慮し、撤去についても検討します。また、遊具を新たに設置する場合は、外部から見通しが良く、死角を排除するように設置します。
- ・市民が日常的な健康づくりの場や子育ての場として快適に利用できるよう感染症対策などの利用マナーの啓発を図ります。公園利用者の安全確保のため、都市公園等にはプライバシーの保護に留意しながら、防犯カメラの設置を検討します。
- ・多様な利用者を想定し、地域性を踏まえながら、障がいのある子どもない子どもみんなで遊べるインクルーシブ遊具の導入を検討します。

【安全の確保と緑の軸の形成のための植栽管理】

- ・公園等の植栽については、安全確保のため、老木や倒木の危険のある樹木は植え替え等による新陳代謝を図ります。
- ・市域を東西、南北につなぐみどりの軸を形成するため、みどりの軸の周辺の公園等については、生物多様性の確保や生態系ネットワーク形成を考慮して、植栽管理を図ります。

【多様な管理方法の導入検討】

- ・地域のコミュニティ形成や活躍の場づくりなどにより公園等の安全の確保、魅力向上を進めるために、地域住民や市民が安全に利用できる公園ルールの見直しや、ボランティアが活躍できる管理方法を検討します。
- ・公園等に新たなにぎわいの創出を図るため、指定管理者制度の導入や、公募設置管理制度（Park-PFI 制度）などの導入について検討します。

5 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項

本市は、消費地に近いという利点を生かした地元消費型の少量多品種栽培等の取り組みを展開していますが、都市化に伴う住宅等の増加、農家の高齢化、後継者不足等により農地の減少が続いています。

都市農地は、平成28年5月に閣議決定された「都市農地振興基本計画」により、従来の「宅地化すべきもの」から都市緑地の一部として「都市にあるべきもの」に位置づけられました。

このような背景を踏まえ、以下のとおり生産緑地をはじめとした市内農地の保全を図ります。

生産緑地地区の指定

- ・本市では生産緑地法改正を受け、生産緑地の指定面積を300㎡以上に引き下げています。このことにより、これまで指定を受けることが困難であった農地についても、生産緑地として指定を図り、農地の減少を抑制します。
- ・生産緑地法に基づき、特定生産緑地の指定を進め、農地の保全を図ります。特定生産緑地指定については、制度の説明や周知の徹底を図り、農地所有者の理解を得ながら進めます。

生産緑地の活用方針

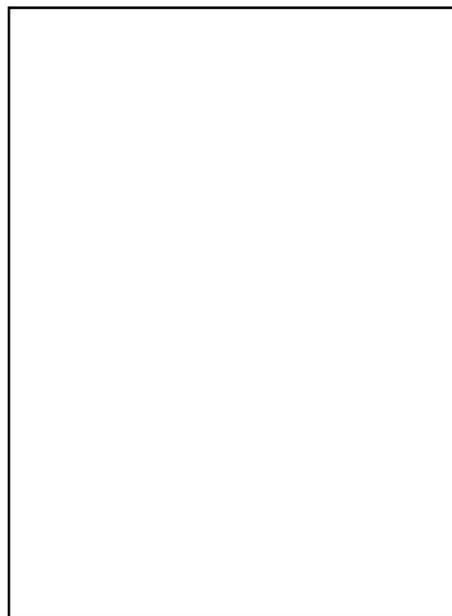
- ・生産緑地の貸借が従前に比べ、容易になったことを踏まえ、農地所有者による営農継続が難しい生産緑地については、関係団体等と連携し、意欲ある農業者や新規就農者への貸借、市民農園としての活用を推進します。
- ・市民が農とふれあえる場としての活用を促進するため、市民、商業、福祉、教育等の多様な主体と農業者が連携して取組む生産緑地活用のモデルづくりに取り組めます。

6 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境を形成する緑地を保全するため、その範囲を都市計画で定め、建築行為など一定の行為の制限などを行うことにより現状凍結的に保全出来る制度です。

本市では滄浪泉園緑地がこの特別緑地保全地区に指定されています。

滄浪泉園は明治・大正期に活躍した実業家である波多野承五郎氏の別荘の「はけと湧水」を活かした庭園でした。昭和40年代に開発計画がございましたが、市民の熱心な保存運動により、昭和52年に東京都が買収し、本市が管理しています。



写真（滄浪泉園）

保全と管理の方針

- ・崖線から染み出る湧水と国分寺崖線（はけ）のみどりを感じられる豊かな樹林を保全するため、樹木の適正な管理を行います。
- ・園路沿いは利用者の安全確保のための剪定管理などを実施します。
- ・市民をはじめ多くの人に利用していただくため、緑地の魅力を発信します。
- ・地域学習や環境学習の場としての活用を促進します。

施設の整備の方針

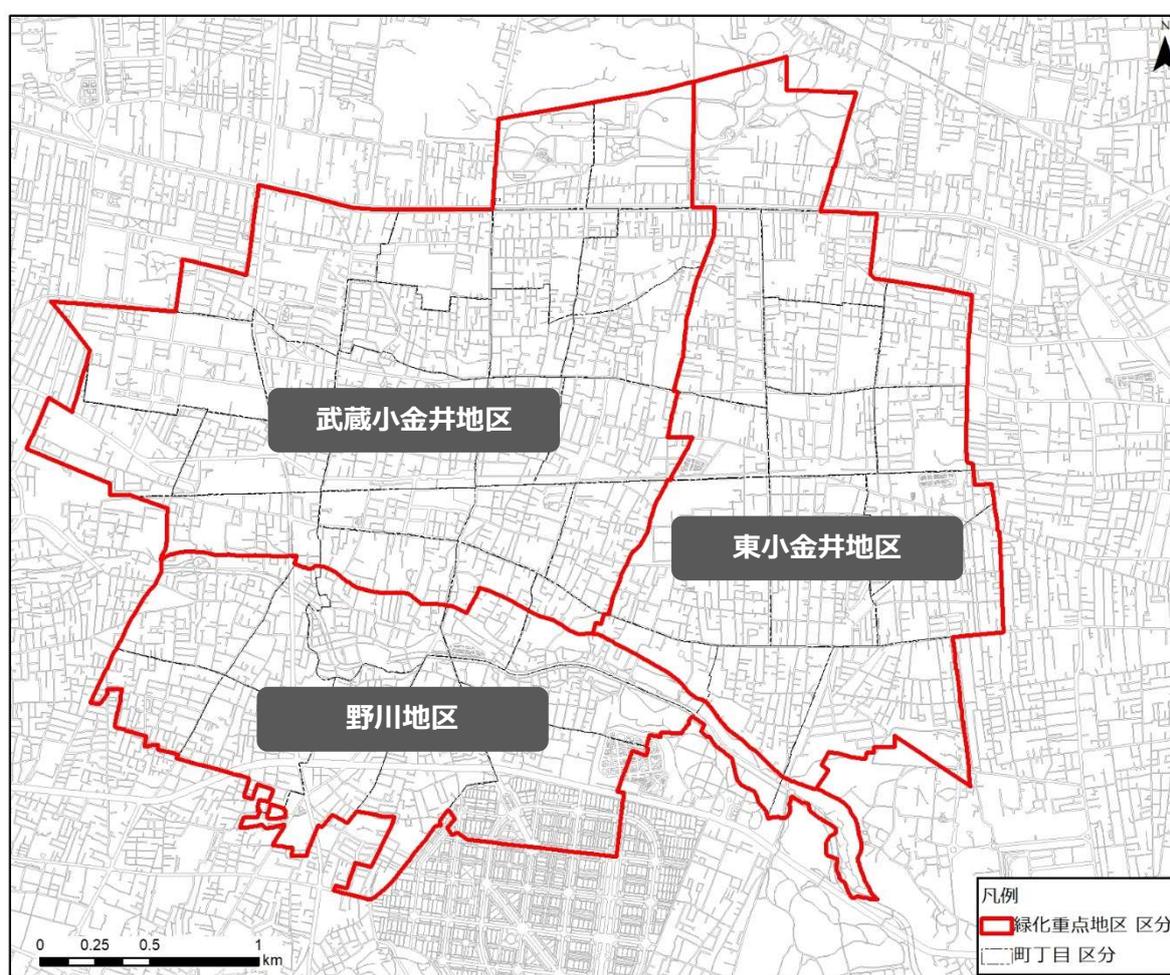
- ・利用者の安全確保や優れた景観形成を図るため、竹垣や園路等については、計画的に整備を行います。
- ・利用者の利便性を図るため、トイレや管理棟の改修を検討します。

7 緑化重点地区の施策

● 市域を3地区に分けて、市域全域を緑化重点地区とします

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき、市のみどりの状況等を踏まえて、特に重点的に緑化を進めるべき地区として定めるものです。

本市では、市域を①武蔵小金井地区、②東小金井地区、③野川地区の3地区に分けて、市域全域を緑化重点地区とし、公園整備や緑化を積極的に進めていきます。



武蔵小金井地区

現況と課題

- ・ 武蔵小金井駅は、鉄道駅として比較的多くの乗降客数を抱える他、多数のバス路線が発着するバスターミナルでもあり、本市の玄関口と言えます。
- ・ 地区の南東部には、市役所新庁舎の整備が計画されており、周辺には新たな人の動きが生まれることが予想されます。
- ・ 北部には都立小金井公園、地区内各所には東京学芸大学や法政大学、都立小金井北高校や中央大学付属中・高等学校など、多数の教育施設が立地しており、みどりの拠点となるまとまりのあるみどりが確保されています。
- ・ 一方で、住居形態は集合住宅が大半を占めることから、宅地における緑化が難しい地区と言えます。

主な取組

● 民有地のみどりを守る

- ・ みどりの拠点である東京学芸大学等の教育施設や、国分寺崖線や玉川上水とともに歴史と自然軸を形成する貫井神社等の社寺林や、一般住宅の屋敷林・庭木は、市の環境保全緑地制度や保存樹木、保存生け垣制度（p.20参照）等の活用を促進し、積極的に保全していきます。

● 魅力ある都市公園をつくる

- ・ 小長久保公園及び三楽公園を拡張整備し、都市公園の充実を図ります。
- ・ 新たな都市公園等の整備を行う際には、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。
- ・ 三楽公園や浴恩館公園では、梶野公園サポーター会議をモデルケースとして、環境美化サポーターや自治会等と整備や維持管理の意見交換を実施します。
- ・ 三楽の森公共緑地は、国分寺崖線保全地域に指定されている本市でも貴重なみどりであり、三楽公園とともに環境学習の場として活用を図ります。
- ・ 浴恩館公園は、恵まれたみどりと文化財を活用した学習の場としての活用及び環境美化サポーターを中心とした多世代交流の場としても活用を図ります。

東小金井地区

現況と課題

- ・東小金井駅北口では、土地区画整理事業により「緑と文化の香りがする東部地区の中心核」となる市街地として、道路や公園等の整備が進められています。
- ・北部には都立小金井公園、南部には都立武蔵野公園、国際基督教大学高校、西部には東京農工大学が立地しており、みどりの拠点となるまとまりのあるみどりが確保されています。
- ・また、生け垣造成奨励金制度の活用が進んでおり、制度を活用して整備された生け垣は、他地区に比べて多くなっています。しかし、保存生け垣は他地区に比べて少なく、生け垣の保全をより一層努める必要があります。
- ・市民協働による公園管理を進める市内の先進事例として、梶野公園では梶野公園サポーター会議を設けています。
- ・他地区に比べて農地が比較的多く残されており、庭先販売の設置数も多い一方で、近年は相続等に伴う農地の減少も顕在化しています。

主な取組

●民有地のみどりを守る

- ・みどりの拠点である東京農工大学等の教育施設や、国分寺崖線や玉川上水とともに歴史と自然軸を形成する一般住宅の屋敷林・庭木は、市の環境緑地保全制度や保存樹木、保存生け垣制度（p.20参照）等の活用を促進し、積極的に保全していきます。
- ・特に、保存生け垣制度の適用対象を拡大することにより、新たに保存生け垣制度の対象となる事業者や市民等に、重点的に普及啓発を行います。
- ・環境緑地については、所有者の方の管理負担軽減のため、樹林の下草刈りや落ち葉処理清掃、樹木の剪定などを行うボランティアの紹介をします。

●魅力ある都市公園をつくる

- ・梶野公園を拡張整備するほか、(仮称)東小金井駅北口土地区画整理事業1号公園を新たに整備し、都市公園の充実を図ります。
- ・梶野公園では、梶野公園サポーター会議を継続し、引き続き市と市民が協働で管

理運営を行うほか、新たな都市公園等の整備を行う際にも、市民が計画の検討及び管理に参加できる手法を取り入れます。

- ・また、栗山公園では、さらなる魅力向上のため、指定管理制度等の導入に向けた検討を進めます。

●公共施設のみどりをつくる

- ・公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が 250 m² 以上の場合、敷地内を緑化します。

●みどりの軸をつくる

- ・東小金井駅北口土地区画整理事業により拡幅整備される地蔵通りには、街路樹を整備し、快適な住空間を創出します。

●みどりのまちなみをつくる

- ・みどりの消失を抑えるため、環境配慮基準の適用面積を引き下げることで、より多くの住宅、事業所、商業施設等において、開発を契機とした緑化を推進します。

東小金井地区 みどりのまちづくり方針図



野川地区

現況と課題

- ・南部には都立野川公園、武蔵野公園、北部には小金井神社が立地し、武蔵野の雑木林や照葉樹林といった郷土景観が残されています。
- ・また、地区面積に占める農地面積の割合が他地区よりも高く、かつて農業のまちであった小金井らしい農のある風景が比較的よく残されています。
- ・居住形態は、他地区に比べて一戸建ての割合が高く、宅地における緑化が期待されます。
- ・住民一人当たりの公園・緑地等面積は、市平均に比べて低くなっている一方で、西南部は管理・活用が不十分な利用者の少ない公園等が密集していて、公園等の適正な再整備・利活用が求められます。

主な取組

●民有地のみどりを守る

- ・国分寺崖線とともに歴史と自然軸を形成する小金井神社等の社寺林や一般住宅の屋敷林・庭木は、市の環境緑地保全制度や保存樹木、保存生け垣制度（p.20参照）等の活用を促進し、積極的に保全していきます。

●魅力ある都市公園をつくる

- ・利用者が少ない公園等については、近隣住民の意向を踏まえながら、活性化に向けた利活用を検討します。改善が難しい場合には、用途変更や売却等を行い、他の公園等の魅力向上のための財源確保を図ります。

●公共施設のみどりをつくる

- ・公共施設の新設時には「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、敷地面積が250㎡以上の場合、敷地内を緑化します。
- ・二枚橋焼却場跡地に建設が予定されている不燃・粗大ごみ積替保管施設については、野川公園や武蔵野公園に隣接する場所であることから、周囲の景観に馴染むよう緑地帯等を確保します。

●みどりのまちなみをつくる

- ・みどりの消失を抑えるため、環境配慮基準の適用面積を引き下げることで、より多くの住宅、事業所、商業施設等において、開発を契機とした緑化を推進します。
- ・また、戸建て住宅が多いことから、生け垣造成奨励金交付制度の普及啓発を重点的に行い、制度の活用を推進します。

野川地区 みどりのまちづくり方針図



第4章 計画の基本事項

1 みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、本市が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「緑地の保全や緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項に関して、中・長期的な視点で、その将来像、目標及び取組などを定めるみどりに関する総合的な計画です。

2 計画策定の趣旨

改訂前計画は、平成22年度に10年後の平成32年（令和2年）を目標年次として策定したものです。

その後、平成29年5月に都市緑地法等の一部を改正する法律が公布され、都市公園の再生・活性化、民間による緑地、広場の創出と運営移管する新たな制度が創設されました。また、緑の基本計画の記載事項として、「都市公園の管理の方針」、「農地を緑地として取り込む政策」などの項目が追加され、社会情勢は現計画を策定した当時から大きく変化しています。

社会情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的・効果的なみどりの保全・創出・活用を推進する観点から、緑を取り巻く現況と課題を見直し、計画の推進と体制づくりを再検討して新たに計画を策定し、今後10年間に本市がみどりに関する施策を実施するための基本計画を策定します。

本計画は、みどりが有する多様な機能（良好な景観形成、気温上昇の抑制、生物の生息・生育の場の提供等）の活用により得られる効果（地域課題の解決や生活の質の向上等）に着目し、「持続可能で魅力あるまちづくり」を進めるため「グリーンインフラ」を導入する取組を推進していきます。

また、本計画を進めていくことは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標SDGs」の達成に向けた取組にもつながるものです。本計画と関連性の高い目標とし、「目標15：陸の豊かさを守ろう」が挙げられます。

3 計画の期間・計画のフレーム

本計画の期間は、上位計画である第5次小金井市基本構想の計画期間を踏まえ、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

ただし、計画の進捗状況や本市を取り巻く環境・社会状況の変化に合わせて、取組内容や指標等について、必要に応じて見直しを行います。

計画のフレーム

■ 計画対象区域

市全域を計画対象区域とします。(1,130ha)：全域が市街化区域

■ 人口

人口は今後も増加する傾向にありますが、10年以内には減少に転じます。

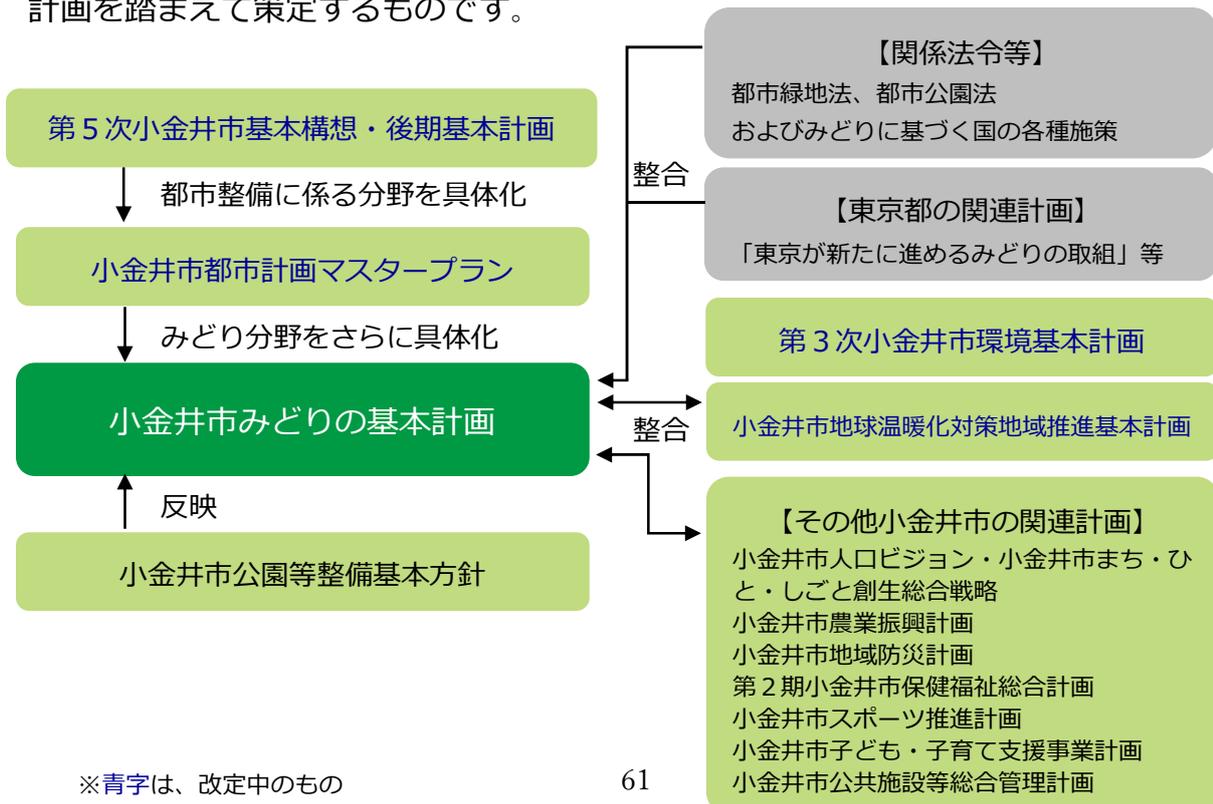
年	令和2年(2020年)	令和12年(2030年)
人口	119,321人* ¹	118,953人* ²

*1 住民基本台帳人口(日本人のみ)外国人を含む人口は122,306人

*2 小金井市人口ビジョン(平成28年3月)パターンC：第4次基本構想・後期基本計画における人口推計より

4 計画の位置づけ

みどりの基本計画は、上位計画である「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」や「小金井市都市計画マスタープラン」、「第3次小金井市環境基本計画」や「小金井市人口ビジョン・小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の関連計画と調和・連携を図り、広域的な視点とし、関係法令、国の施策及び東京都の関連計画を踏まえて策定するものです。



※青字は、改定中のもの

5 計画の対象

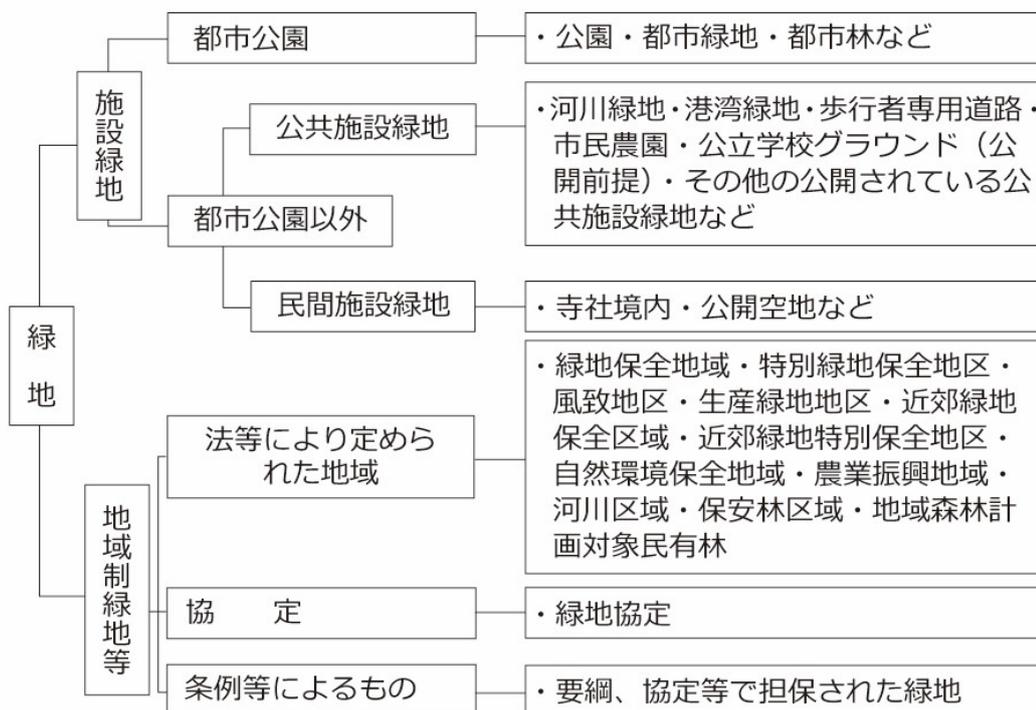
本計画では「みどり」を対象としています。

本計画において、「みどり」、「緑地」は以下のように定め、使用しています。

- みどり：樹木、樹林、生け垣、草花、草地、農地などが単独もしくは一体となって構成されている空間、または、それらの要素そのものを指し、水辺、水面もこれに含みます。一般の公園、保全緑地等の公的な緑地に加え、住宅地の庭、工場や事業所の緑地、屋上緑化、壁面緑化なども含みます。

- 緑地：「緑地」とは、「樹林地、草地、水辺地、岩石地もしくはその状況がこれらに類する土地が、単独もしくは一体となって、またはこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」（都市緑地法第3条第1項）としています。

改訂前計画では、「緑の基本計画の策定の手引き（東京都）」に示された考え方で策定しましたが、本計画では、「緑の基本計画ハンドブック（国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課）」に示されている緑地分類（下図）に基づきました。



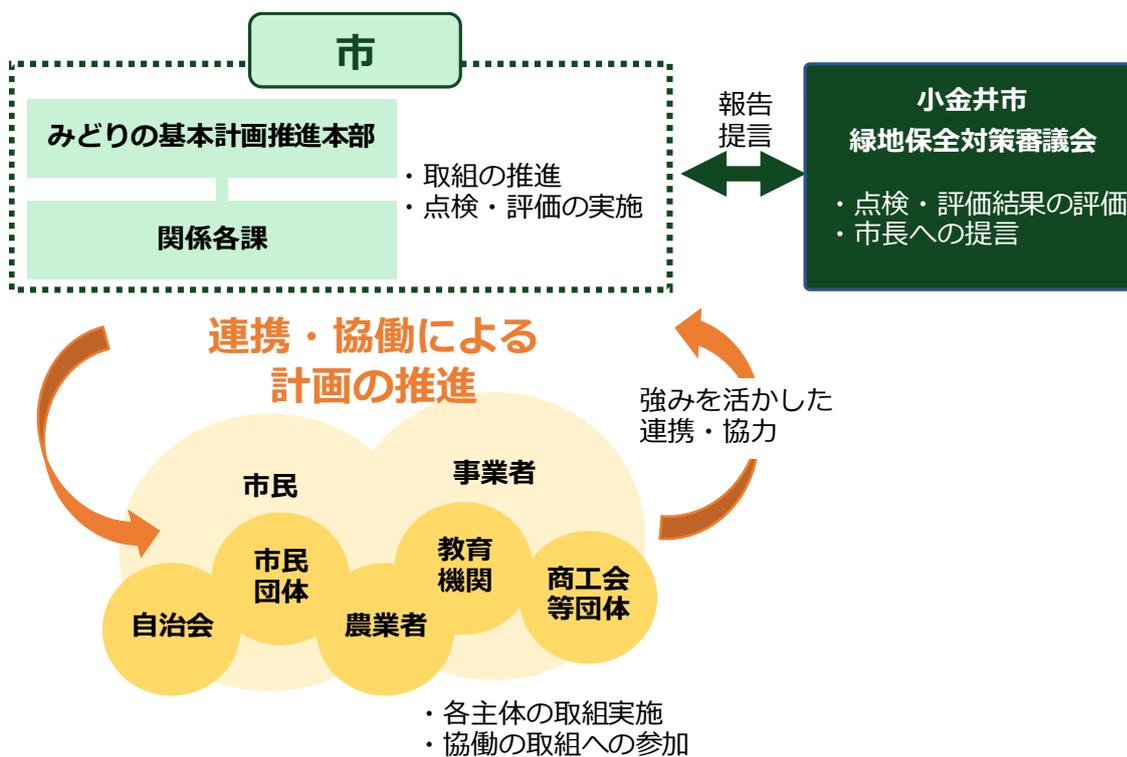
緑の基本計画の緑地の分類

6 計画の推進体制・進行管理

計画の推進体制

市を含む各推進主体が個別に、または連携して施策や取組を実施し、「小金井市緑地保全対策審議会」、「みどりの基本計画推進本部」において計画の進捗状況を点検・評価しながら、計画の着実な推進を図ります。

また、市がみどりに関する取組を進める上で、市民・事業者等の主体との連携・協働は不可欠です。適宜情報共有を図り、目的を共有し、その内容に応じて、お互いの強みを活かした連携体制を構築します。



●みどりの基本計画推進本部

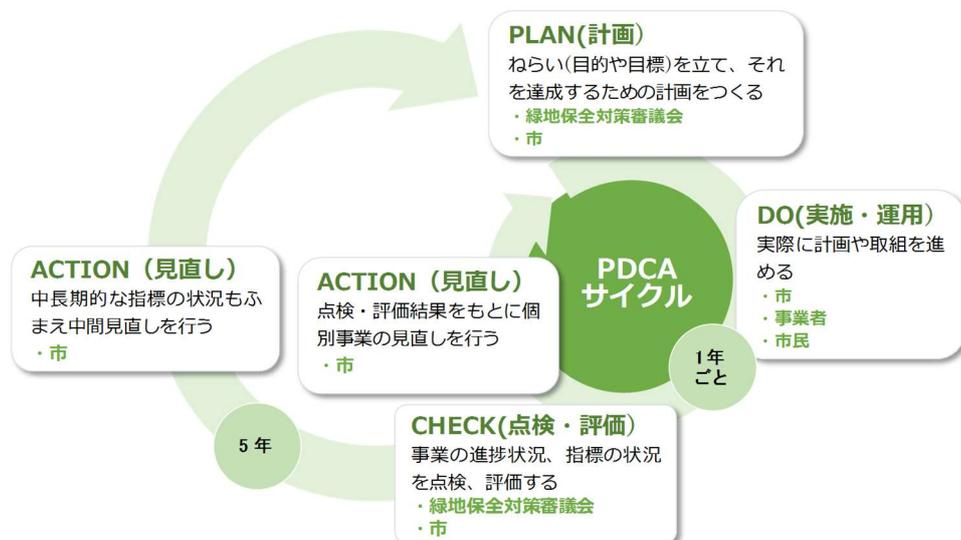
みどりの基本計画推進本部は、小金井しみどりの基本計画推進本部設置要綱に基づき設置された、庁内の各部門を横断的につなぐ庁内推進組織です。本計画を総合的に推進し、調整するとともに、進捗状況の点検・評価を行います。

●小金井市緑地保全対策審議会

緑地保全対策審議会は、小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条に基づき設置された附属機関です。みどりの基本計画推進本部が実施した本計画の点検評価結果について報告を受け、これについての評価を行ったうえで、市長に対して提言等を行います。

計画の進行管理

本計画に示した事項について改善を図りながら継続的に取り組むため、計画（Plan）、実践（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）からなる「PDCAサイクル」に基づく進行管理を行います。



毎年、計画の取組の実施状況調査を行い、緑地保全対策審議会において報告することで点検・評価を行います。この結果を踏まえて取組の進め方や実施する事業について見直し、あらたな事業計画を作成し、実践します。

計画の運用開始から5年後に目標値に対する指標の検証を行います。10年後には計画改定のための基礎調査を実施し、計画の改定を行います。

計画目標については調査が必要なものもあるため毎年は実施できませんが、事業の実施状況等から毎年把握可能な指標を用いて、計画の点検・評価を行います。

■小金井市みどりの基本計画の進行管理スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
計画の改定等	計画運用開始				指標検証					計画改定	新計画運用開始
PDCAサイクル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画目標による評価	◇	◇	◇	◇	● ◇	◇	◇	◇	◇	◎ ● ◇	◇
指標による評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【計画目標による評価】

- ◎：緑被率（緑被率調査を実施して把握）
- ：みどりの質の満足度（環境基本計画の中間見直しと合同でアンケート調査を実施して把握）
- ◇：環境美化サポーター等登録者数（事業の実施状況から把握）

【指標による評価】

環境保全緑地制度による指定面積、保存樹木の指定状況、市民農園・体験型市民農園箇所数及び面積（民営を含む）、生産緑地地区面積、保全生け垣の延長、公園・緑地面積、街路樹の植栽延長、都市計画公園整備における市民参加実施の割合

小金井市みどりの基本計画（案）（令和2年12月）

連絡先：小金井市環境部環境政策課 緑と公園係

住所：〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL：042-387-9860／FAX：042-383-6577